

公益社団法人 日本交通計画協会

2024年度 第1回理事会議事録

1. 開催日時 2024年8月26日（月）13時52分より15時36分まで

2. 開催場所 公益社団法人 日本交通計画協会
3階 B・C会議室
所在地：東京都文京区本郷3丁目23番1号

3. 理事現在数 7名
監事現在数 2名

4. 出席理事数 7名
出席監事数 2名
（出席理事）谷口守、石川次男、中村英夫、川畑信之、清水俊輔、
植松泰二、石川雅康
（出席監事）曾田祐司、牧田博之

5. 開会

定刻8分前、出席者全員が着席したので事務局より開会が宣言され、
2024年度第1回理事会は定款第32条第1項による定数を満たしたので、有
効に成立したことが報告された。

代表理事 谷口守は定款第31条により、本理事会の議長を務めることとな
った。

6. 議事録署名人の選出

議事に先立ち、定款第34条第2項により議事録署名人は次の4名となった。

- ・代表理事 谷口守
- ・代表理事 石川次男
- ・監 事 曾田祐司
- ・監 事 牧田博之

7. 議題

本日の議題は次のとおりであることを確認した。

承認事項

- 第1号議案 2023年度事業報告及び附属明細書の承認の件
- 第2号議案 2023年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認の件
- 第3号議案 役員年報酬限度額総額案の承認の件

報告事項

- 報告第1号 職務執行報告
- 報告第2号 総合交通体系整備研究積立資金の運用実績

8. 議事の経過及び承認の結果

承認事項として以下の議案について、承認を諮った。

- 第1号議案 2023年度事業報告及び附属明細書の承認の件
- 第2号議案 2023年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認の件

議長は上記2議案につき一括して説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、第1号議案について、2023年度の実業報告と附属明細書の説明を行った。2023年度の社員異動状況、社員総会開催、理事会開催、刊行物等発行状況、講習会・シンポジウム等開催状況、海外調査研究事業、広報・研究成果発表関係、国際会議・催し物等開催協力状況、研究部会活動、自主研究活動、受託調査研究事業状況を説明し

た。続いて第2号議案について、2023年度の計算書類の主な項目と金額を説明し、事業収益が前年度より1億3千万円ほど増加し、委託費等の経費の増加もあったが、正味財産増減額としては、約2千6百万円ほどのプラスとなった。前年度と比較すると大幅にマイナスを改善できたが、大型受託案件による一時的な影響であると考えられる旨も説明した。公益法人の財務原則についても説明し、公益目的事業比率、収支相償の第1段階は条件を満たしたものの、収支相償の第2段階が充足できなかった旨を説明した。

また、2024年8月22日に曾田監事及び牧田監事による業務監査及び会計監査を行い、監査の結果、特段の問題なしとの報告を曾田監事より受けた。

同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(植松理事) 社員異動状況の報告があったが、退社している会社はどんなところか。

(石川業務執行理事) 3社の内訳だが、内2社はメーカー系、1社は地方公共団体である。

(清水理事) 総会の報告では入社する企業は公表しているが、退社する企業はいかがだったか。

(石川業務執行理事) 慣例で公表していたが、退社の企業については申し上げていない。

(川畑理事) 総会で全社員の名簿が配布される。

(石川業務執行理事) 総会の報告時には退社した企業は出席されないため公表する必要があるか議論も必要。他の法人は公表していることが多いため、理事の皆様方のご意見があれば今後は記載することも検討する。

(植松理事) 退社を防ぐために、協会の魅力を高める必要もある。

(清水理事) 公表したほうが良いと感じる。

(谷口代表理事) 傾向があるなら公表したほうが良いという指摘を頂いたと考えている。

(石川業務執行理事) 総会で入社・退社企業名を報告するかは別として、30～40年前と比べるとメーカー系の社員が減っている。コンサルタント系の企業は増えているが、メー

カー、ゼネコン、商社が減っていつている。かつて社員の割合は、メーカーが3分の1、コンサルタントが3分の1、その他が3分の1だったが、近年はコンサルタントが半分を超えている。コンサルタント系の企業が増えていると言うより、メーカー、ゼネコン、商社が減少しているということである。

(石川代表理事) 各会社のリソースのかけ方が時代とともに変化している。注力する部分が違うと退会の理由になっている。入会時の目的と現在の業務の主体とが合わなくなっている。

(石川業務執行理事) バブル崩壊前と崩壊後は社員状況も大きく変わった。メーカー系は特にお金にシビアになったと感じる。

(石川代表理事) 様々な団体に加入する時代でなくなっている。

(植松理事) 新型コロナ感染症の影響も受けて、集まって何かを行うことができない背景もあったのではと考える。

(谷口代表理事) 先日、福井で開催された日本モビリティ・マネジメント会議は来年20周年を迎えるが、参加者数が増えている。主にデジタル系、データ系の加入が増加している。そういう新しい分野の方々からの加入を増やすことを検討すればMaaSや自動運転等のシステム系の企業からの加入も見込めるようになるのではないか。

(石川業務執行理事) デジタル系企業の社員が少ないのは、協会がそのような分野に進出できていないということである。協会の今後を考えると新たな事業分野に目を向ける必要がある。

(川畑理事) 決算書の正味財産増減計算書は以前は3～4ページにわたって掲載されていなかったか。

(石川業務執行理事) 以前から2ページ分の掲載である。

(川畑理事) 今回の決算では収支相償の第2判定部分が充足できなかったとのことだが、今後2年間この費用が公益事業に使用されるにあたって、理事会の報告資料に

公益事業についての記述は増えるのか。

(石川業務執行理事) 計算書類には記載しないが、別途の報告書で内閣府に報告する。

(川 畑 理 事) 内閣府の報告は書面なのか。

(石川業務執行理事) その通りである。

(川 畑 理 事) これまで、公益会計の3原則について、今回の参考資料のように提示されると明確になると感じた。

(石川業務執行理事) 今回はなぜこのような資料を作成したかという点、前回の総会で理事及び監事の改選があり、新しく就任していただいた理事及び監事の方がおられるためである。公益法人の会計をご理解いただくために作成した。来年以降も作成する。

(川 畑 理 事) これまで、収支相償が充足できなかったことはあるか。

(石川業務執行理事) ある。

(谷口代表理事) 収支相償を充足できない場合でも、程度の問題がある。

(石川業務執行理事) 法律上は今回の収支相償を充足できなかった第2判定の金額は、2024年度に解消することになっている。しかし、実際は予算を審議し議決した後に、決算を処理し収支相償がどうであったか判明するため、実務上は決算から2か年で解消できれば良いとされている。来年の4月に法改正がされるため、今後は収支相償を充足できなかった金額は5か年かけて解消できれば良いということに変更される。

(川 畑 理 事) 行われていない公益事業については、法改正のタイミングで進めていくということで良いのか。

(石川業務執行理事) 今後、詳しいガイドラインが出てくる予定である。事業の整理は、来年度4月以降に取り組む予定である。

(川 畑 理 事) 様子を見て判断していただきたい。

(清 水 理 事) 国際会議・催し物等開催協力では協賛しているものがいくつかあるが、協賛とは費用は出しているの

か。それとも名前だけか。

(石川業務執行理事) 費用を出すときもあれば、名前だけのこともある。

(清水理事) 決算上でこの費用がどこの科目に含まれているのか不明だった。

(石川業務執行理事) 正味財産増減計算書内訳表の法人会計に含まれているが、影響が出るほどの金額ではない。

議長は両議案につき個別にこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、2023年度事業報告及び附属明細書の承認の件及び2023度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認の件を承認した。

第3号議案 役員年報酬限度額総額案の承認の件

議長は上記議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、2024年度の役員年報酬限度額総額案においては前回理事会で承認いただいた収支予算書の額を限度として社員総会の承認を得、常勤者については代表理事が理事会の承認を得て決定し、その他の役員については役員報酬規程のとおりとする旨説明を行った。

同議案説明に対しての質疑応答は特になかった。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、役員年報酬限度額総額案を承認した。

報告事項として、以下について報告を行った。

報告第1号 職務執行報告

議長は上記につき報告をさせた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により2024年度の間接報告として、講習会・シンポジウム等開催事業、国際会議・催し物等開催協力状況、受託調査研究事業についての報告を行った。また、例年実施している事業の講習会・シンポジウム等開催事業、海外調査研究事業について、現時点での進捗を説明した。

本報告に関する質疑は、特に提起されなかった。

報告第2号 総合交通体系整備研究積立資金の運用実績

議長は上記につき報告をさせた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により2023年度の総合交通体系整備研究積立資金の運用実績について、個別運用計画に該当する運用は行っていない旨の報告を行った。

本報告に関する質疑は、特に提起されなかった。

その他の事項

2024年度定時社員総会を2024年9月12日（木）17時00分より行い、同日社員総会終了後直ちに2024年度第2回理事会を開催し、常勤理事年報酬額の承認の件について、審議することを伝えた。さらに2024年度第3回理事会開催日を理事・監事全員で協議したところ、2025年1月21日（火）11時00分より開催することを決定した。

また議長は、2023年度第3回理事会にて常勤役員の役員在任年齢規程改正に関する件を諮ったが、前回、再度今回の理事会で審議を行うこととされていたので、新たな意見を議場に求めた。常勤役員の役員在任年齢規程改正についての意見は以下の通り。

（石川代表理事）前回の理事会で私の考えを聞きたいという要請があったため報告したい。今回の提案は人事の停滞を招くのは本意ではない。組織の若返り・活性化も図っているところである。一方で協会は規模が小さく業績も厳しかった時期もあったため、人選に幅を持たせるということでそこをどう落ち着かせるかということである。提案に対しては、65歳から70歳というのは唐突ではないかという指摘もあったが、役員定年制を採用している企業は65歳を採用し運用している企業が多いと見受けられる。今後の方向性としては70歳雇用延長又は法制化というのも検討化され、そちらに動くということも考えられる。協会の職員に関していえば、シニアの活用、継続的安定的な事業活動のために欠かせないため、継続雇用という形で65歳から70歳に引き上げ運用している。定年そのものを延長させている企業は少ないが、シニ

アの方の活用は大切だと考えており、モチベーション維持のため役割、働き方が変わっていない方については、待遇面はそのままにしている。一方で個人差もありまして、60歳を超えた時に体力、気力、ライフワークを考慮し、これまでと違う働き方を希望される方も実際にいる。どちらに舵を取ったらいいのか悩むところである。いかにスムーズに次世代に橋渡しをするかと考えると、人選に係る時間の確保を必要としている。1期2年の時間的余裕をいただきたい。必要に応じて延ばすのは、後任者の判断と考えたが、そこまで口を挟む必要はないと考える。時代背景も変わることが考えられるし、時代の方向性としては70歳まで働くことに傾いていくと思う。運用に関しては、特例扱いという意見も以前出たが、規程で決めさせていただきたい。

(谷口代表理事) 以前提案があった原案でいかがかということによろしいか。

(石川代表理事) 65歳を67歳の2年延ばしていただきたい。職員が働ける年齢は65歳から70歳に延長しているが、役員の年齢上限とは必ずしもリンクしていない。しかし、その方向性にあることは間違いない。現時点で必要なことの判断は難しいため、後任者に譲って必要があれば理事会に諮っていただきたい。

(谷口代表理事) 当初の改正案ではなく、修正案を提案したということか。

(石川代表理事) その通りである。

(谷口代表理事) 当初案は役員在任年齢は65歳から70歳で職員と同じ年齢にするということだったが、修正案は65歳から67歳で状況に応じて議論になることも考えられる。

(石川代表理事) それは後任者が決めればよい。ただし、時代の動きと必要性を趣旨としてスムーズに引き渡す事情を考えなければならない。

(谷口代表理事) 今回採決する話だったが、修正案が出されたためそ

れについて意見を伺いたい。

(川 畑 理 事) 石川代表理事のお考えはよく理解できた。原案70歳だった役員就任年齢の上限を、67歳の修正案としたことだが、新たな議案が上程されてそれについて採決するのか、議論したうえで1期とするのか、事務手続きをどのようにすべきか示してほしい。石川代表理事の話は、時代にそぐわないとは感じない。

(谷口代表理事) これはいわゆる動議が出たということか。

(石川業務執行理事) その通りである。動議を採用するか、原案を採用するか、否決するかの3通りとなる。

(中 村 理 事) 元々、私の意見は70歳の任期上限は賛成であった。そのため石川代表理事の動議である67歳の提案も賛成である。今回は動議を承認するということか。

(石川業務執行理事) また継続審議ということもある。

(中 村 理 事) 私は原案、動議どちらでも異議はない。

(石川業務執行理事) 動議を議事とするかどうかもまず決める必要がある。その後、動議の内容を議論するということになる。

(谷口代表理事) 動議にすべきかどうか意見を伺いたい。

(牧 田 監 事) 監事の立場ですが、動議を取り扱うことについては問題はない。

(清 水 理 事) 手続きの良し悪しが不明だが、石川代表理事のお考えを聞いたうえで、皆さんのご意見を聞き、その上でどうするか決めるのが良いのではないかと。私は、石川代表理事のお考えは、1年間の議論がしっかりと盛り込まれていたと感じている。

(谷口代表理事) 他に何か意見があれば聞いたうえで諮りたい。

(川 畑 理 事) そうしていただきたい。

(谷口代表理事) 動議とさせていただいてよろしいか。

(一 同) 異議なし。

(谷口代表理事) 原案、動議、継続審議の3択ということである。

(川 畑 理 事) 原案に対しては、特例がいいのではと申し上げたが、石川代表理事のご意見の1期のうちに整理され

るとのことに同意する。

(植松理事) 1年間の議論ののちの石川代表理事の意見のため賛成である。

(中村理事) これまでの議論を踏まえて出された意見のため賛成である。

(清水理事) 賛成である。

(谷口代表理事) 監事はこれまでの議論についてどのようにお考えか。

(曾田監事) 石川代表理事が深く考えられたことだと思う。その考えを尊重し、賛成である。

(牧田監事) 常勤役員の在任年齢延長は方向性としてあっていいと思う。どこで区切るかというのは石川代表理事が1期、2年間で考えられるとのことについて賛成である。

(谷口代表理事) 動議については方向性として賛成だとの意見であった。段取りとして採決を取らせていただく。

(川畑理事) 定款には、当事者は採決から除くと書いてある。この部分の解釈はどう考えるか。

(石川業務執行理事) 法令上、特別の利害関係を有する理事の範囲について明文の規定はない。決議を巡って提起された訴訟における判例の積み重ねで、特別の利害関係を有すると判断されるケースはいくつかあるが、今回の場合、これまでに特別の利害関係を有すると判断された事例は見当たらない。しかし、万一訴訟に発展し、決議が無効との判決が出されたときには、これまで半年間の討議・採決が無になる。そのような事態を回避するため、常勤理事2名は議決に加わらない方がよいのではないかと考える。

上記の事由から、代表理事 石川次男及び業務執行理事 石川雅康は、本議案につき特別の利害関係を有すると判断されたので、議決に加わらないこととなった。

議長は動議として出された案を議場に諮ったところ、上記2名以外全員異議なく承認可決し、2023年度第3回理事会 第2号議案として提出

された役員在任年齢規程改正に関する件のうち常勤する理事に関する規程は、「選任年齢については、選任の時に於いて満70歳未満」と提案されたものを「選任年齢については、選任の時に於いて満67歳未満」、「退任年齢については、満70歳に到達した日の属する任期の満了をもって退任」と提案されたものを「退任年齢については、満67歳に到達した日の属する任期の満了をもって退任」とすることで承認した。

9. 閉会

以上をもって本日の2024年度第1回理事会は、滞りなく議事が終了したため、議長谷口守は、15時36分に閉会を宣し解散した。

上記の議事を明確にするため本議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は下記に記名、押印する。

以上

2024年 8 月 26 日

公益社団法人 日本交通計画協会 2024年度 第1回理事会

代表理事 谷 口 守



代表理事 石 川 次 男



監 事 曾 田 祐 司



監 事 牧 田 博 之



本議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

業務執行理事	石川雅康
事務局参事	柴崎慶一郎
事務局主幹	大溪はつみ

